

全建事発第 144 号

令和 3 年 2 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る
都道府県経由事務の完全廃止について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通大臣に対する建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止については、令和元年 11 月 13 日付け全建事発第 097 号によりお知らせしたところですが、自治体からの希望により経由事務が続いていた山梨県及び大分県についても、令和 3 年 3 月 31 日をもって希望を取りやめることとなりました。

これにより、令和 3 年 4 月 1 日以降は、別添のとおり、国土交通大臣に対する建設業許可申請等に係る都道府県経由事務が完全廃止されることとなりましたので、貴会会員企業、特に山梨県及び大分県に主たる営業所を有する会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上